

令和 7 年度第 1 回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 1 3 : 3 0 ~ 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館	
議 事	【諮問事項】 1 内共第 1 8 号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更について 【協議事項】 1 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について 【報告事項】 1 令和 6 年度の増殖実績について 2 令和 6 年度の資源管理状況の報告について	
出席者	委 員	宮崎会長、萩原委員、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、三井委員、湯本委員、青木委員 計 9 名
	事 務 局	對木事務局長（食糧花き水産課 課長）、須田書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 岡崎所長
	傍聴者	なし

委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. その他
6. 閉会

【諮問事項】

- 1 内共第 1 8 号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更について
事務局が資料に基づき説明。

（会長）

御意見・御質問がありましたらお願いします。

（会長）

遊漁料の納付場所の変更だけでするので、問題ないと思います。よろしいでしょうか。
(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、内共第18号 第五種共同漁業権遊漁規則の変更については、異存なしとして答申することとします。

【協議事項】

1 オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について

山中湖漁協の取組結果等について事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。特に事務局案である助言内容が重要かと思われるので、これはいらない、これとはもっと違うものがあるとかという御意見がありましたらお願いしたいです。御質問等ありますでしょうか。

(会長)

漁業協同組合の方がオオクチバスに頼らない漁場の趣旨を理解していただいて、ロードマップを順守していただいているように思います。山中湖漁協だけではなくて河口湖漁協、西湖漁協も同じように努力されているということはよく分かります。山中湖漁協は少し問題がありまして、オオクチバスに変わる魚種としてはワカサギが一番重要だと思いますが、そのワカサギが不漁です。現状把握をして原因を取り除かなければいけない、何かしなければいけないと思います。不良の原因となるものがいくつかあって、ニゴイの食害やコイの食害、湖自体が貧栄養になっているということがあります。所長に伺いたいのですが、山中湖は貧栄養になっているという何かデータはありますか。

(所長)

県の大气水質保全課が公共用水域の水質調査をやっている、近年は横ばいです。恐らく、河口湖と比べて窒素・リンの量は低い感じだと思います。富栄養か貧栄養かというはまだ富栄養の範疇に入っています。なので、それほど貧栄養が進んでいるというようには思えないという気はしています。あとは昨年度から話が出ているニゴイに関しても、これから胃内容物調査を進めていきますが、個人的にはニゴイの数がそんなにいるのかと思います。恐らく、個体数でいえば数万尾程度かと思います。一方でワカサギは山中湖の規模でいくと、数千万尾から多いときには億の単位に達すると思うので、ニゴイが資源に影響を与えるほど食べているかというところかなという気がしております。ただ、調べてみたことがないので、これに関しては今後漁協と連携しながら調べていく予定でございます。

(会長)

ニゴイにより食害されているのかすごく気になっていて、資料の14ページに7月26日に山中湖漁協が地引網でニゴイをとると書いてあって、水産技術センターはニゴイの胃内容物調査で胃の中にワカサギがどのくらいいるか把握する予定だったと思いますが、山

中湖漁協の網が壊れてしまいできないとのことです。河口湖漁協から網を借りるとかしてニゴイをとり、一度、ニゴイの胃内の内容物の把握をしていただきたいなと思います。

(所長)

検討します。

(会長)

あと、コイの食害ですが、コイは漁業権魚種なので駆除はできません。ニゴイが気になっているので、現状把握をしないと、改善の余地がなく、対策が取れないのでそこら辺をお願いしたいと思っています。私は事務局の提案はこれでいいと思っているのですが、みなさんいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、山中湖漁協のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について山中湖漁協に対して事務局案のとおり助言することとします。

河口湖漁協の取組結果等について事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

バードソニックという装置が書かれていますが、これはまだできたばかりですか。

(事務局)

はい。昨年、新聞に掲載されていましたが、富士河口湖町の業者が開発して最近できたと聞いています。

(委員)

対象の鳥はカワウとカイツブリですか。

(事務局)

元々はカワウとかの対策ではなくて、飛行機に鳥が突っ込んで被害を及ぼすのを防止するために開発された装置と聞いています。カワウに効くかどうか実証実験をしているようです。

(委員)

町が協力して購入したのですか。

(事務局)

今は実証実験で業者から借りていてと言っていました。

(会長)

これがうまくいくといいですね。他にありますか。

(会長)

河口湖漁協はオオクチバスに大きく依存しており、3湖の中で一番大きく依存しているということで、どうなるかなと思っていましたが、山中湖漁協とは違ってワカサギが大変調子がいいみたいです。卵を他のところに売るくらい調子がいいみたいなので、もしこのように継続できれば、オオクチバスをもっと減らせるのではないかと思います。漁協も頑

張っていただいているようなので、このまま是非進めていただきたいと思います。事務局案でそういうところを書いてありますので、私は助言内容はこれでいいと思いますけれど、他に付け加えることとか、削除した方がいいということはございますか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、河口湖漁協のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について河口湖漁協に対して事務局案のとおり助言することとします。

西湖漁協の取組結果等について事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

流出防止網とか防除の支援策のところで、富士河口湖町は河口湖での遊漁に一人一日 200 円、年間 930 万円程度遊漁税をとっており、環境保全とか環境整備に使われるとありますが、そういうものをこれに使うことはできないでしょうか。西湖などでも遊漁税をとることはできないでしょうか。環境省に言っても環境省は全然お金がないので、検討しますという返事は出てこないです。遊漁税は、24 年間、一人一日 200 円しかとってない、値上がりもしていないです。河口湖で既に 24 年やっているのであれば、西湖とかでもできないかなと思います。山中湖、西湖、河口湖は世界遺産なので、世界遺産地域であれば、税金のような形で 200 円とか 300 円とかコーヒ一杯分くらいだと思いますが、そういうことで協力していただくということはできないでしょうか。そういう形で釣りに来た方にも少し負担していただくということはできないでしょうか。そういう議論は今まで出たのでしょうか、そういう話にはなっていないのでしょうか。

(事務局)

検討会議には町も参加していますが、今までそういう議論は出ていないです。たしかに可能性は十分あり得ると思いますので、町のほうに確認して他の湖でもそういった税の徴収ができるのかどうか、確認してもらいたいと思います。

(委員)

前例がないのではなく、24 年も一人一日 200 円、昨年度は 930 万円集まっていて、環境保全と環境整備に使うと書いてあります。西湖でも山中湖でもやればいいと思います。財源を持ってくるのはすごく大変なことなので、小さいお金でも検討してもらえたらいいなと思います。

(会長)

市町村に出してもらうのはいいと思いますが、先程聞いたら、ルアーをやってはいけなところでやっている人がひっかけているらしいです。釣り人からとるとなると、私はやっていないとか、逆にお金とったからやっていいのだろうとかになりそうです。

(委員)

せっかくオオクチバスに頼らない漁場管理に向けて取り組んでいるのであれば、そういうのは置いておいて、税金でとったり何かしないとこのままになってしまいます。

(会長)

議事録に環境省は費用負担について関係者で検討していきたいと書いてある。どのくらいの職位の人は分からないが、言ってくれたのはよかったと思います。全然お金がないからやりませんと言われるのが普通ですが、言ってくれたので、会議の度につついて、お金を出してくれませんかとアピールしていけばいいかなと思います。

(委員)

財源はあればあるほどでいいじゃないですか。漁協もすごく努力しているし、いろいろなところでお金が必要です。調査をするのも今ならグーグルでやるとか、アンケートとるとか、例えば学生に手伝ってもらうとか省力化して、結局結果が出るとかいうことができるのであればお金があったらいい調査ができると思うので、環境省は環境省で、町は町で頑張ってもらいたいです。

(会長)

環境省が全てお金を出してくれるとは限らないですね。

(委員)

資料2ページに水産庁から「(ただ、オオクチバス釣りで収入を得る目的であれば、)漁業権を継続するのは妥当ではないか」との回答がありますが、漁業権の返上に向かっていの中で、継続をしていいのかな、継続はどうなのかなと思います。この文章だと継続ができるというようにとれます。

(会長)

実は私もそれに気が付いて会議前に事務局に確認しました。こんなことを水産庁に言われてしまえば今まで何をやってきたかと思います。意図が違うみたいです。

(事務局)

今回の会議自体が漁業権免許返上に向けて取り組んでいる会議なので、水産庁としても当然、そちらに向けて進めていっています。ここの意味としては、返上した上で、オオクチバスを釣っている方々から料金を取ること自体はよくないのではないかということをお願いがためにこういう言い方をしてしまったということです。

(会長)

そこが重要で、会議前に事務局が話していたのは、西湖ではルアーを使うとヒメマスが釣れる可能性があるので、ルアーを使っている人には、遊漁料を払ってもらうとか、他の湖では、例えば、コイがルアーで釣れる可能性がありますので、つまり、釣りをしていることで遊漁料を払ってもらうことができるらしいとおっしゃっていたのですが、できるなら、それで解決するのではないかと思います。

(事務局)

水産庁が昔から通知を出しており、漁業権魚種が釣れるという行為をした時点でお金を取っていいという考え方を出しているので、会議で水産庁の担当者とも話をしたことはありますけれど、それは確認できています。

(会長)

そうだとすると、水産庁の発言は少しおかしいとは思いますが、それができれば、西湖漁協に遊漁料がとれると言ってもらえればいいと思います。

(委員)

釣りの行為をすることによってお金をいただくという水産庁の見解は全国の漁協へ通達というか、共通の認識をしていますか。

(事務局)

昭和38年に出された通知で、先日その通知はまだ有効であると水産庁に確認しました。昭和38年に全国の都道府県に出した通知なので漁協にはっていないと思います。漁協にいていたとしても認識はないと思います。

(委員)

全国的に共通する議案だと思うので、釣りの行為をする場所を漁協が管理している以上は、遊漁料を徴収できるということは明文化して全国的なレベルで共通認識にしてもらったほうがいいと思います。山梨県でそういう意見を出すのもいいのではないですか。

(会長)

ちゃんとした書き物が出ているなら、それに従えばいいんですが、水産庁のこの意見はどういうことでしょうか。水産庁は分かっていない感じです。漁業権魚種でなければ遊漁料をとってはいけないと思っているからこういった発言をされているように思います。

(委員)

漁業権魚種でなければ釣りをしても遊漁料を取ってはだめということになると、お金を取る範囲が狭い範囲になります。漁協が管理している以上は、それなりに諸々の経費がかかるのは事実なもので、それは金額的に常識から外れた金額はうまくないですけど、多少いただく分には何の問題もないと思います。共通認識ができて、正々堂々とできることだったらありがたいし、もし、そうっていないのだったらそうしてもらおうようにしてもらったほうがいいと思います。

(所長)

明文化されています。水産庁から明文化された通知が出ていて、混獲されるか、混獲されないかで決まってきます。オオクチバスを釣っていてヒメマスが釣れてしまうのであれば、それは遊漁料がとれるという解釈です。

(委員)

確かにルアーでヒメマスは釣れますが、お客さんに「今釣っていましたよね」と言っても「釣っていません」と逆に言ってきます。そうすると遊漁料はとれません。先日の会議での水産庁の発言は、漁業権の免許を返しても、お金を取れるようにしてください。そうでなければ、西湖の漁協だと免許は返せませんというようなこちらからの話に対して、こういう回答がありました。免許を返しても金がとれないとトラブルが多くなることが想定されます。

(会長)

漁協が衰退してしまいますね。

(委員)

それが非常に困っています。精進湖なんかでもオオクチバスはいますが、遊漁料がとれない感じです。

(会長)

西湖の場合は、実際にルアーで釣ればヒメマスが釣れる可能性があるので、ルアーでフィッシングをする限りは遊漁料がいただけますので、恐らく法律上は問題ないと思いま

す。

(委員)

確かにそうですが。

(会長)

なので、オオクチバスの免許を返上しても、ルアーフィッシングをしていれば遊漁料をとりますよということで通達すればいいと思います。

(委員)

実際釣れないのだったらお金を払う必要はないのではないかと言う人がいましたが、漁協が管理しているところで釣りの行為をするということは、その時点で遊漁料が発生します。

(会長)

釣れなかったらただにしろというのはおかしいですね。おっしゃるとおりだと思いますので、西湖さんも検討していただければいいと思います。

(委員)

資料3の27ページで、水産庁が遊漁規則の中で遊漁料を定めている項目で料金が2つあるという中で、年間券と県漁連が発行する県下共通遊漁証というのがありますが、これは各漁協が売っているのと他に山梨県全体のどこでも釣れる券があるということだと思います。その券を持っていれば、オオクチバスを釣ってもいいのですか。

(事務局)

その券を持っていれば県内どこでも釣りはできます。

(委員)

共通券を持っていればオオクチバスは釣れます。

(事務局)

魚種は関係ありません。

(青木委員)

各漁協が年間券とかいろいろ売って自分たちの収入にしていますけど、県の共通券というのは誰の収入になっているのですか。それとも漁協に分けられているのですか。

(事務局)

県漁連のほうで販売してまして、売上を各漁協に案分して配分すると聞いています。

(委員)

漁業権がなくオオクチバスいないよと言ってもその券を持っている人であれば釣れてしまうということですね。

(委員)

各漁協で魚を放流したりする魚種を指定しているじゃないですか。その中に、以前、あまりコイを釣る人がいないからコイの放流を止めようかという話がありましたが、漁業権魚種にしておかないと、私はコイを釣っているからという形で通年で釣りを楽しむ人がいるから、そのためにもコイを釣っているという言い訳をさせないために漁業権魚種にした方がいいよというところがありました。そのために、たとえどんな数でもいいから放流してくださいよということでうちも5kgとかそのくらいのコイを放流していますが、そういうことを防ぐためにみたいなことだとするならば、実は漁業権魚種ではないナマズを釣

っているというような人は取り締まることはできないということに今はなっています。ただ、今の話からすると、漁協の管内で釣りをする行為はお金が発生することになると、ナマズ釣りのようなことは逃げることはできないことになると思います。

(委員)

水産庁の考えが、日本全国の漁協に話が通っているのか通っていないのか疑問があります。

(委員)

今の考え方からすると、あらゆる想定される水域にいる魚を漁業権魚種にしなければ、「私はこれを釣っているんだ」という言い訳ができてしまいます。釣りの行為は遊漁料がいらないという話になっているということですか。

(所長)

混獲の話はバスに限った話でなくて、コイが漁業権魚種でウグイは漁業権魚種ではないといったときに、ウグイを釣っていると言い張ったときに、お金がとれないかという、ウグイの仕掛けでコイが釣れるので、お金がとれるということです。

(会長)

今は逆の話をされていて、漁業権魚種でなければ遊漁料はとれないではなくて、混獲される、例えば、ナマズを釣っていた時にミミズつけてコイが釣れてしまうことがあります。それだったらお金が取れるのではないかということが法律でも認められているという話ですね。

(委員)

そこを徹底しておけば、本当は溪流の水温が高いところにコイを放流する必要はまったくくないのです。

(会長)

漁業権魚種から外してしまえばですね。今の話だと、法律が既にできていて、通達が来っていて、大丈夫だという話ですが、この水産庁の方はそうは思っていないことだけがちょっと気がかりです。

(委員)

そういった矛盾みたいなのが出てくるから、共通の見解とするならば、一年中漁協の管内で釣りをする行為は、一年中遊漁料が発生するとそういうふうと考えていいですか。そうすれば一年中は釣りの期間になりますよね。今は3月が解禁で9月で終わりです。通年で釣りの行為をしている人は遊漁料が発生するというふうに分かりやすく変えられる、変えていいと思います。

(委員)

一般の人は、漁業権魚種でなければ、お金は取れないと思っています。

(事務局)

そういう認識の方が多いです。

(委員)

県の資料も、漁業権魚種で放流しているからお金をとれるとなっています。ただ、今のようになマズをミミズで釣っていても「俺はナマズを釣っているから」と言われると、そこでトラブルになります。釣り行為をしている時点で金をもらおうという方が、そういうの

を指導をしてもらおうと非常に漁協としてはやりやすいです。監視員も。しかし、そうではないです。

(委員)

要するに、漁業権がないところだったらお金は一切発生しないけれど、漁業権があって漁協が管轄している、管理運営しているところに限っては、混獲云々もそうでしょうけれど、釣り行為自体がお金が発生するという、あまりややこしくないストレートな考えで、漁業権があって、漁協が管理運営している場所で釣る場合は、お金は発生しますよということで、それを周知する必要があると思います。漁業権のない魚種を釣るからただでいいんですよというようなことにはならないということ、漁協の幹部や組合員はもちろん、遊漁料を払っていただく皆さんに周知をする必要があると思います。

(事務局)

漁業権魚種を指定するのが基本です。

(委員)

もちろん、基本は基本ですが。

(事務局)

漁業権魚種を一種指定して、あとは全部混獲の恐れがあるからお金をいただくという話にもなりかねないので、基本的に漁協が漁業を行っているものは、魚種として増殖行為を行って、他の魚種を釣っている場合は、申し訳ないけれども漁業権魚種が釣れるので、という形で運用していくというのが適切ではないかなというふうには考えます。それを前提に通知を出すのは難しいと思います。そういうところからも全部とれますよということを積極的に行政から周知するのはなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

(委員)

ただ、西湖漁協も今言う漁業権を返納して、収入が減少する心配があるということで、そういう時にさっきの話が出てきます。

(事務局)

その場合は、水産庁の通知の運用で混獲の恐れがあるので遊漁料をとれるという考え方をそこは適用してもいいのかなと思います。

(委員)

富士山と同じじゃないですか。そこに行くにはお金がかかりますよ、この湖で釣りをするにはお金がかかりますよというのが一番はつきりとする気がします。それともう一つは流出防止網にルアーが引っかかるという話ですが、その地域はルアーの禁止だけではなく、そんな広い範囲ではないと思うので、出口の何メートルとかその部分を全面禁漁にはできないのですか。

(会長)

禁漁になっていますよね。

(委員)

禁漁区域です。

(会長)

禁漁区域にはなっているらしいのですが、そういったことが起きています。

(会長)

もう一件ありますが、ヘラブナが問題になっています。ヘラブナの原因が土砂が流れ込むというようなことがあったりして、西湖に注ぐ河川の土砂ですか。

(委員)

普段、西湖の場合ですと、舗装がされているので、集中豪雨のような雨が降ると、傾斜になっていますので、すごい量の水がどんどん湖のほうに流れて行ってしまいます。そうすると、削られて、昔はそういうことはなかったのですが、今は温暖化のせいか、ここ5～6年はゲリラ豪雨でものすごい土砂が流れ込んできてすごく困っています。昔はドーム管とかキューブ管になっていたのですが、それが今はどんどん壊されています。だからちよūdい産卵場所というか藻がもうだいぶなくなってきました。

(会長)

河川からだ防ぎようがないのですが、道路だったら道路を管理しているところが、関係しますよね。土砂が流れるということは、道路が流れる可能性もあるということですよ。

(委員)

一応、県の方でも道路維持担当とか河川担当の方が来てくれて、一応穴を掘ってという対策はこれからやるということ saying きています。多分西湖だけではなくて他の湖もかなりそういうことはあってですね、西湖は特にヘラブナというものを精進湖と同じで重視していますが、年々ヘラブナも不漁です。

(会長)

3湖の漁協でも夏場に対象魚があまりないところでヘラブナが上がってくればいいのですが。やはり道路管理をやってもらわないと、と思います。他にございますか。この助言でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、西湖漁協のオオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップの取組結果について西湖漁協に対して事務局案のとおり助言することとします。

【報告事項】

1 令和6年度の増殖実績について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(会長)

全体としては一応目標は達成しているということであって、それはよかったことですが、これを見ていただいて、赤字の部分は、目標を達成していない、できなかった、また、一番問題なのはゼロというのがあって、これが長く続くと、非常によくないと思います。それで事務局は、漁協を回ってもらって、聞き取りをしたところ、何もやってない

わけではなくて、改善する努力はされているみたいなので、いいかと思いますが、来年度、再来年度まったくゼロということであると、いろいろ問題になると思うので、引き続き努力をしていただきたいです。事務局からも話がありましたが、免許切り替え時に増殖目標量を決定しましたが、種苗の購入価格が高くなっているということがありまして、今になって目標が高すぎるということがあると思いますので、目標の再検討をしていってほしいと思います。あるいは、先程遊漁料の問題がありましたけれど、たくさん漁業権魚種にしておかなければ遊漁料がとれないというわけでもないみたいなので、漁協もだいぶ苦勞されていると思いますが、もうこれ以上増殖できないという魚種は漁業権を辞めてしまうという考え方もありますので、そこらへん御検討いただけたらと思います。御意見・御質問ありますでしょうか。

(委員)

会長の発言に関連しますが、放流魚の価格が上がっているというのは、皆さん御承知のとおり、令和4年、5年、6年と大幅な魚に与えるエサの高騰、水中ポンプとか水車とか魚を養殖するのに電気料が結構かかりますが、電気料も数年前から比べると2倍くらいに上がっています。当然、養魚場で生産した魚を漁協に使っていただく値段が、もう桁違いに上がってきています。肝心なのは、漁協が遊漁料を何十年も前から据え置きでやっていること自体がどう考えてもバランスがとれないです。当然赤字経営になるし、放流資金が確保できない、これはどう考えても一目瞭然で、それを改善するには遊漁料を適正価格に上げることがどうしても必要になります。その考えに至らない漁協が結構あるということは、柔軟性に欠けているのではないのでしょうか。桂川漁協や道志村漁協、早川漁協など補償料とかの収入があって安定経営が確約できているところはいいいですが、それ以外の普通の漁協は、遊漁料をある程度値上げしないと、放流資金が確保できません。これは当たり前の話で、それができていないということ自体が漁協経営が難しくなるということです。そうかといって放流量を極端に減らせばお客さんが来ないです。遊漁料を適正価格に設定することを昔は県がそれを認めなかったです。山梨県の行政はほかのところから比べると結構厳しくて、私が県漁連の会長をやっているときはよく事務局に「遊漁料を値上げしたくても、県の基準が厳しすぎて50円上げるのもできないです」と言われました。会長を辞めてから少し余裕ができたから、他県の様子を聞いたり見たりしたら、ようやく何年か前に山梨県の方でも各漁協がこのままでは経営が成り立たないから、遊漁料を世間並みに上げたいとお願いをすれば通るようになりました。それでもまだ値上げをしないという組合が結構います。特に、普通の漁協の組合長をやるのではなくて、養殖漁協の組合長をやっており、生産部門の責任者でもあるので、立場上、こういう席では発言させていただかないと、と思い、発言させていただいています。特に河川の水を使った養魚場は、あまりにも生産の原価が高くなりすぎて、経営的に成り立たなくなっています。

(会長)

分かりました。それで、一応規則を緩めたりはしているのですけれども、もちろん各漁協に話を伺ったわけではないので分からないですけど、遊漁料を上げると、要するに私が釣り人だとすると、高いところよりは安いところに行きたいとなりますから、据え置きにしているかもしれません、それぞれの漁協の御都合というものはありますので、あまり全員がこぞって上げろということではないと思います。しかし、種苗の価格が高くなって

いるので、同じ価格では同じ匹数が買えないのは当たり前なので、もし、遊漁料を上げないとしたら、増殖目標値を下げるしかないと思います。だから目標値を下げるか、遊漁料を上げ、それで例年どおりの匹数を放流するかどちらかしかないので、それは漁協ごとの選択に任せるしかないと思います。ですから、もし遊漁料を上げないでがんばろうという漁協があったら、今は目標値を下げるしかないのかなと私は思っております。

(委員)

釣り人にもいろいろな考えがあります。安ければ安いところへ行きたいという人ももちろんいますが、今の時代はそういう人ばかりではなくて、それなりの魚影が見えたり釣果があれば、適正価格に値上げされても、何も問題はありませんよ、今までどおり行きますよとそういうお客さんのほうが多いです。安ければいいという問題ではないです。安ければ釣れなくても一匹でも釣れればいい、そういうお客さんももちろんいますけれど、平均的に、俯瞰的な見方をすると、どっちが多いかといえ、適正価格で値上げするところは容認し、それなりの釣果があれば満足するというお客さんのほうが多いように私は感じています。

(会長)

私は言いたいことは、選択肢が2つくらいあって、各漁協にお任せしたいということです。

(委員)

もちろんです。それはそれでいいです。ただ現状は、私の立場から考えると、せっかく県で値上げがOKになって柔軟な体制をとってくれたのにも関わらず、旧態依然とした考えでやっていて大変な思いをしているところがあるというのを見ると、どうして値上げのことを考えないのかなと思います。それはやたら値上げするということではないです。あくまでも適正価格でどなたが考えてもその程度の値上げは容認できることですねという範囲で考えればいいということです。やたら値上げするなどという話はしていないです。

(会長)

適正かどうかは、この委員会で話し合います。

(事務局)

県の方でも増殖計画が達成できていないとか、経営状態の悪い漁協を訪問させていただいて、県外等周辺の漁協の遊漁料の一覧をこちらでも作って、値上げしていないところについては、漁協がこんな状況で、物価も魚の値段も上がって魚の放流にもお金がかかりますので、値上げについて内部で検討していただけないかというお話はさせていただいている状況です。

(会長)

そういう御指導をさせていただいているそうです。その他、ありますか。よろしいでしょうか、それでは、事務局は各漁協の増殖が確実に実施されるよう、適切に指導をお願いします。

2 令和6年度の資源管理状況の報告について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がございましたらお願いします。

(会長)

今回は、すべて有効に活用したとされていますので、よかったなと思っています。他に
ありますでしょうか。よろしいですか。それではありがとうございました。以上で本日の
議事はすべて終了となります。

閉会

書記が委員会閉会を宣言して、令和7年度第1回内水面漁場管理委員会は閉会。